

答 申 書

平成22年5月25日

安曇野市長 宮澤 宗弘 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会
会長職務代理 宮 澤 正 士

第1 審査会の結論

安曇野市長が、異議申立人の情報公開請求に対して、平成20年6月12日付け20農庶Aア-8第40号において、「販路開拓緊急対策事業計画書」について、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号。以下「本件条例」という。）第7条第2号及び第3号に該当するとして公開することができないとした部分は、別紙に指定する部分（生産技術上のノウハウに属する情報、契約単価及び契約単価を算出することが可能な数値、耕作者名、出し手氏名）を除いて、公開すべきである。

第2 異議申立ての経緯及び趣旨

1 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成20年5月29日付けで本件条例第6条の規定により、「販路開拓緊急対策事業計画書」及び「販路開拓緊急対策事業完了報告書」に係る公文書の公開を請求した。
- (2) 平成20年6月12日、安曇野市長（以下「実施機関」という。）は、本件情報公開請求に対して、「販路開拓緊急対策事業計画書」（以下「本件文書」という。）について、「個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るものであると認められる」情報（本件条例第7条第2号）及び「法人等に不利益を与えることが明らかであると認められる」情報（本件条例第7条第3号）を除いてこれを公開する決定を行い、異議申立人に通知した（平成20年6月12日付け20農庶Aア-8第40号）。
- (3) 平成20年6月16日、異議申立人は、本件文書部分公開決定を不服として、本件条例第12条の規定により実施機関に対し異議申立てを行った。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立ての趣旨は、本件文書につき、部分公開決定処分を取り消し、全部の公開を求めるものである。
- (2) 異議申立人の主張は、実施機関が本件条例第7条第2号及び第3号に該当するとして部分公開の決定をしたが、安曇野市が出資して、安曇野市が役員を出している第三セクターの持っている情報は当然に市民に公開すべきであるから、部分

公開決定の処分はおかしい、というものである。

第3 審査会の判断

1 審査会の結論

当審査会は、安曇野市情報公開審査諮問書（平成20年10月31日付け20農庶Aアー10第6号）を受理し、本件異議申立てについて、平成21年3月16日に開催された会議及び平成21年5月22日に開催された会議において審査し、かつ平成21年3月16日に行われた異議申立人による口頭意見陳述、平成21年3月16日に行われた実施機関からの説明及び実施機関への事情聴取を踏まえて判断したところ、実施機関が、本件文書のうち本件条例第7条第2号及び第3号に該当するとして公開することができないとした部分は、別紙に指定する部分を除いて、公開すべきであるとの結論に至った。以下、審査会がかかる判断を行った理由を説明する。

2 本件文書について

本件文書は、旧三郷村が農林水産省補助事業「アグリチャレンジャー支援事業」の申請を行うために作成したものである。

3 情報公開条例第7条第2号ただし書ア該当性について

実施機関は、本件文書27枚目から29枚目に記載されている土地所有者住所及び氏名、同96枚目に記載されている耕作者名、同98枚目に記載されている出し手氏名について、特定の個人が識別されるため非公開としたものであると説明した。

本件条例第7条第2項は、「個人に関する情報（個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は公開の対象とはならないと規定している。たしかに、土地所有者の住所、氏名、耕作者名及び出し手氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものが記録された文書であることは明らかであるから、本件条例第7条第2項本文に該当するものであり、実施機関の説明はその限りで妥当である。しかし、本件条例第7条第2号ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、たとえ個人情報であっても開示することを義務づけているのであり、本件の争点は、むしろ、これらの情報が「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するかどうかであると言わなければならない。そこで、以下においては、この点を検討することとする。

本件条例第7条第2号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めると同時に、法令の規定により公

にされている情報や、慣行として公にされている情報は、一般に公表されている情報であり、これを開示することにより、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられるので、ただし書アにより例外的に非開示情報から除くこととしている。ただし書アの「公にされている情報」とは、「現に公衆が知りうる状況に置かれている情報」であり、「公にすることが予定されている情報」には、公表されることが時間的に予定されているもののみならず、当該情報の性質上通例公表されるものも含まれる。

以上の見地から本件についてみると、土地所有者の住所及び氏名は、何人でも提供を求めることができる登記記録に記録された登記情報の提供を受ければ、（不動産登記法第119条参照。）地番から土地所有者の住所及び氏名も明らかになることを考えると、これらの情報は法令等の規定により公にされているものと認められる。したがって、本件文書27枚目から29枚目までの「事業対象農地一覧」中の「土地所有者住所、氏名」にかかる情報は本件条例第7条第2号ただし書アに該当するものであり、これを非開示とした決定は妥当ではないと言わなければならない。（なお、土地登記簿が現在における不動産の真実の権利関係を必ずしも反映していない現状にかんがみると、本件文書における土地所有者の住所及び氏名にかかる情報は、不動産登記法の規定により提供を受けることができる情報と全く同一の情報であると認めることは困難であるから、本件条例第7条第2号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないと考えられなくもない。しかしながら、所有権の移転や土地所有者の住所及び氏名は一般に不動産登記簿に登記されて公示されるものであるとされている以上、上記の見解は採用することはできない。また、不動産の権利関係に関する情報は、法令の規定により公にされている情報の典型例とされている点にも留意しなければならない。）

つぎに、耕作者名及び出し手氏名について検討する。耕作者とは、実際に耕作している人を意味し、土地所有者が必ずしも耕作者であるとは限らない。出し手も耕作者と同様に、土地所有者が必ずしも出し手であるとは限らない。したがって、耕作者及び出し手氏名は、不動産登記制度によって公示されるものではなく、通常は一般人の知り得るところではない。また、農地基本台帳及び耕作地台帳は法令によって何人でも閲覧できるものではないことからすると、耕作者及び出し手氏名は「現に公衆が知りうる状況に置かれている情報」ではない。したがって、これらの情報は、法令によって公にされている情報に当たるということはできない。また、これらの情報は、法令の規定により公にすることが予定された情報でもなく、慣行として公にされ、又は公にすることが予定された情報でもない。したがって、耕作者にかかる情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定された情報」に該当するものではなく、同96枚目に記載している耕作者名及び同98枚目に記載されている出し手氏名に関する情報を非公開とした決定は妥当であると考えられる。

4 情報公開条例第7条第3号該当性について

- (1) 実施機関は、本件文書中の事業計画に関する部分について、生産技術、営業、販売のノウハウに関する情報で、これを公開することにより株式会社三郷ベジタブル及び株式会社カゴメ（以下「(株)カゴメ」という。）に不利益を与えることは明らかであるものは、本件条例第7条第3号に該当するため非公開としたと説明した。そこで、当審査会は、実施機関が非公開とした部分について本件条例第7条第3号に該当するかどうかを改めて検討した。
- (2) 本件条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」については、同号のただし書に該当する場合を除いて、非公開情報とすることを規定している。情報公開条例第7条第3号に該当する情報としては、生産技術、営業、販売のノウハウ等に関する情報、経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報、及びその他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的信用を損ない、あるいは、社会活動の自由等に支障を与えると認められる情報などが考えられるが、公開請求に係る情報が、当該法人等又は当該事業を営む個人に「不利益を与えることが明らかであると認められる」情報に該当するかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性質のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は個人の憲法上の利益の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適正に判断する必要がある。
- (3) 株式会社三郷ベジタブル（本件文書においては、「株式会社あずみ菜園」と記載されている。）は、(株)カゴメの生鮮トマトを栽培しており、カゴメが種子供給・栽培指導し、収穫されたトマト（規格内）は全量買い取る契約栽培方式がとられているため、本件文書には(株)カゴメに関する情報が含まれている。

(株)カゴメは民間企業であり、(株)カゴメが有する正当な権利利益が公開することにより害されることがあってはならない。

まず、旧三郷村トマト栽培施設（現在、安曇野市トマト栽培施設）で生産されているトマトの栽培技術に関する情報は、生産技術上のノウハウ等に関する情報に当たると考えられることから、これらの情報が、公開することにより当該法人に不利益を与えることが明らかであると認められるものに当たるとどうか検討を加える必要がある。一般的に農作物の品種開発・栽培技術の改良は長時間と多額の費用を要するものであり、本件施設で生産されているトマトの栽培技術は、(株)

カゴメが長時間と多額の費用を投入して研究を行ってきた成果であると容易に推測される。そして、当該情報が生産技術上のノウハウに属する内容であれば、通常、これが開示されることにより他の同業の事業者との競争において当該法人の利益が具体的に侵害されることが明白であると考えられる。本件文書について検討すると、「種苗費」表中の栽培本数、総種子数及び種子単価（15枚目）、「ロックウール資材」表中の栽培本数、プラグ単価、キューブ単価及びスラブ単価（15枚目）、「その他資材」表中の栽培本数、数量及び単価（15枚目）、「肥料費」の表に記載された数値（日数を除く）（16枚目）、「電気費」の表に記載された月別電気費（16枚目）、年間LPG使用量及び年間LPG費用を除く暖房費明細に記載された数値（17枚目）は、生産技術上のノウハウに属する内容を有するものと認められる。したがって、上記の情報は、本件条例第7条第3号に規定する非公開情報に該当すると判断される。

つぎに、契約単価は、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報に当たると考えられることから、この情報が、公開することにより当該法人に不利益を与えることが明らかであると認められるものに当たるかどうかが検討を加える必要がある。契約単価は一般には第三者が入手困難な情報であり、法人の内部において管理されるべき機密事項であること、経営戦略上の諸般の事情を考慮して決定された価格であることは容易に推測されること、事業者は多くの取引先と継続的に取引関係を維持していく必要があること等にかんがみると、契約単価が他の同業の事業者や一般消費者に公開された場合には、当該法人の事業活動が損なわれることは明らかであり、契約単価及び契約単価を算出することが可能な数値については、公開することにより当該法人に不利益を与えることが明らかであると認められるものに当たると解される。本件文書について検討すると、2004年度、2005年度及び2006年度の「冬作売上」表中の各品種（ラウンド、プラム）の出荷反収、正規品・格外品の契約単価、月別収穫量、月別の正規率及び格外率（12枚目、13枚目、14枚目）、「カゴメ（株）覚書（案）」に記載された契約単価（24枚目）、費用対効果分析20億300万版における「①生産向上効果」の「ア作付増加効果」表中の現況単収及び現況生産物単価（40枚目）、費用対効果分析20億8000万版における「①生産向上効果」の「ア作付増加効果」表中の現況単収及び現況生産物単価（53枚目）は、契約単価及び契約単価を算出することが可能な数値である認められる。したがって、上記の情報は、本件条例第7条第3号に規定する非公開情報に該当すると判断される。

前述のとおり、本件文書24枚目の「カゴメ（株）覚書（案）」に記載された契約単価は、本件条例第7条第3号に規定する非公開情報に該当するが、最後に、「カゴメ（株）覚書（案）」に記載されたその他の部分について検討する。「カゴメ（株）覚書（案）」中の契約期間、栽培指導、商品の買い取り、代金決済、地場産との関

係の項目に記載された内容は、生産技術、営業、販売のノウハウに該当する可能性もあるが、当審査会において調査したところ、これらについては当時の三郷村長が議会における答弁ですでに明らかにしている。すでに実質的に公知となっている情報は、これを公開しても正当な権利利益を損なうものではないので、当審査会は、上記の情報は本件条例第7条第3号に規定する非公開情報に該当しないと判断する。したがって、上記の情報を非開示とした決定は妥当ではないと言わなければならない。

- (4) 以上により、当審査会は、本件文書について、別紙に指定する部分（生産技術上のノウハウに属する情報、契約単価及び契約単価を算出することが可能な数値、耕作者名、出し手氏名）を除いて、公開すべきであると判断する。

以上